

新型コロナウイルス感染症の影響により 納税が困難な方は税制上の特例措置が 受けられます。

■納税の猶予

感染症の影響により、収入に前年同期比概ね20%以上の減少があった方は、徴収の猶予を受けることができます。担保の提供は不要で、延滞金もかかりません。

1 対象となる方

以下の①と②を満たす納税者(個人、法人)及び特別徴収義務者

- ①感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業収入や給与収入、不動産収入等が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。
- ②一時に納税を行うことが困難であること。

2 対象となる税金

住民税(個人及び法人)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、入湯税(令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来するもの)

3 手続き方法

- ・令和2年6月30日(火)または納期限のいずれか遅い日までに、町に申請が必要です。
- ・申請書類は壮瞥町のホームページに掲載しています。インターネットから書類が取得できない方は壮瞥町役場税務会計課(☎0142-66-2121)までご連絡ください。
- ・eLTAXによる申請も可能です。手続き方法は地方税共同機構のホームページをご確認ください。
- ・詳しくは、今月発送する納税通知書に同封するお知らせまたは町ホームページをご覧ください。

■国民健康保険税の減免について

感染症の影響により3割以上収入が下がった方々に対して、令和2年度分の国民健康保険税を減免します。

1 対象となる方

次の全てを満たす方

- ①事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが前年比3割以上減少
- ②前年合計所得1,000万円以下
- ③減少事業等収入以外の前年所得が400万円以下

2 減免額

$$\text{減免額} = \text{国保税額} \times \frac{\text{減少見込み事業等の前年所得}}{\text{世帯全員の前年の合計所得}} \times \text{減免割合}$$

(減免割合は、所得により100~20%)

3 減免対象の保険税

令和2年2月1日から令和3年3月31日までに納期限が設定されているもの

4 詳しいお知らせは今月発送する納税通知書に同封します。

■固定資産税の軽減

厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産と事業用家屋にかかる固定資産税を軽減します。

1 軽減対象となる中小事業者等

令和2年2月~10月の任意の3カ月間の売り上げと対前年同期を比較した際の減少率	軽減率
30%以上50%未満	2分の1
50%以上	全額

2 軽減対象となる固定資産

中小事業者等が所有する、償却資産と事業用家屋

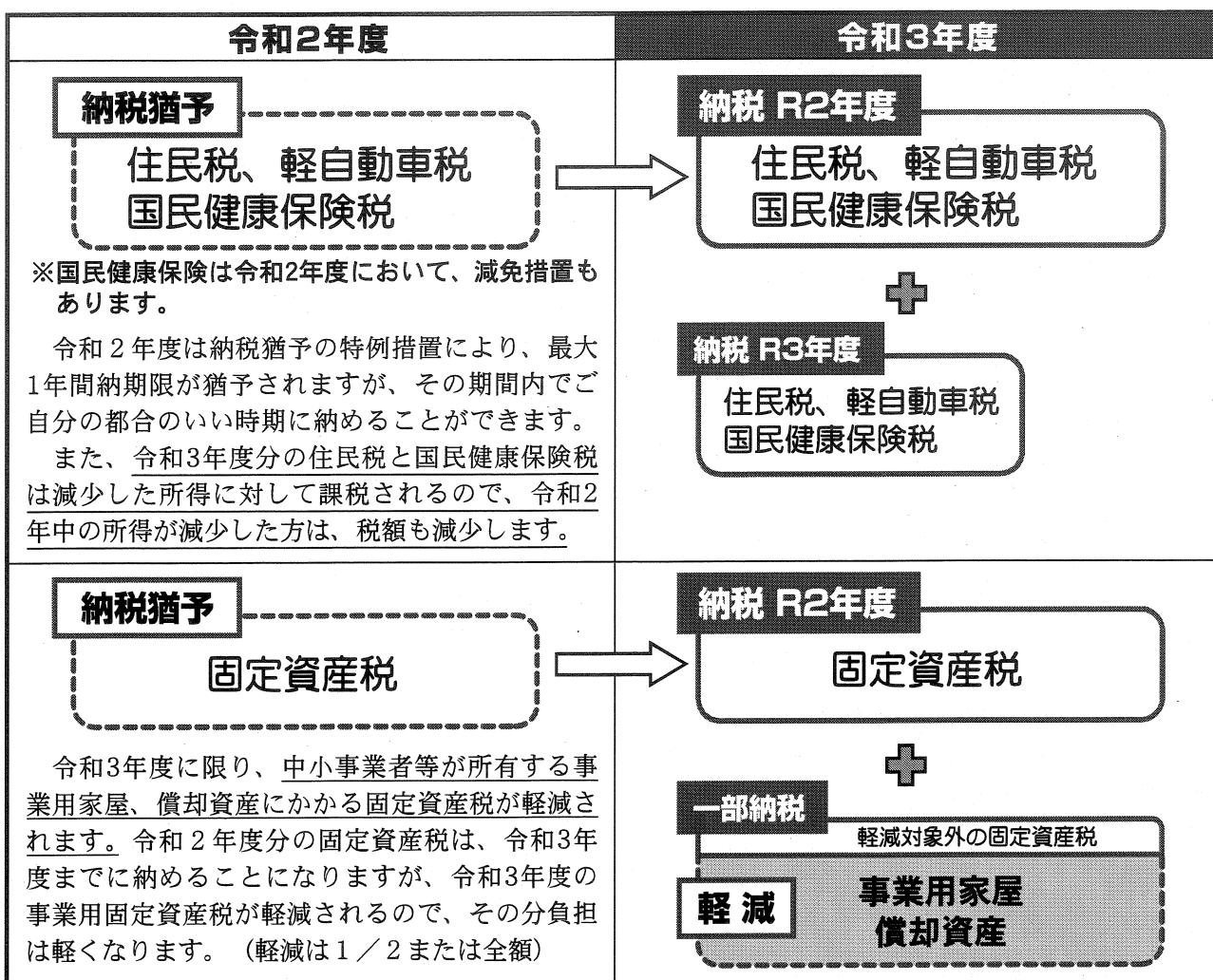
3 軽減の適用

令和3年1月31日までに認定経営革新等支援機関等(税理士、公認会計士、商工会等)の認定を受ける必要があります。

4 申請期限

令和3年1月31日※申請書様式など詳しい内容は、あらためてお知らせします。

■納税猶予と軽減措置のイメージ



【お問い合わせ先】壮瞥町役場税務会計課税務係 (☎0142-66-2121)